

平成24年 9月21日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1 . 出席議員は次のとおりである ( 18名 )

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2 . 欠席議員は次のとおりである ( なし )

3 . 会議録署名議員

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
-----	---------	-----	---------

4 . 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ( 33名 )

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	石 川 敏 彦
教 育 部 長	山 田 英 夫	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	佐 藤 勝 義	民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	服 部 誠
民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆	開 発 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	服 部 保 巳
開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	渡 辺 安 彦
教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	服 部 忠 昭	監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 川 保 博
秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏	防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸
税 務 課 長	伊 藤 好 彦	収 納 課 長	山 守 修
市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	加 藤 恵 美 子	十 四 山 支 所 長	平 野 進
保 険 年 金 課 長	平 野 宗 治	環 境 課 長	鈴 木 浩 二

福祉課長	前野幸代	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
都市計画課長	竹川彰	下水道課長	橋村正則
生涯学習課長	八木春美	十四山スポーツ センター館長	花井明弘
図書館長	奥田和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第39号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第40号 弥富市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第4 議案第41号 市道の廃止について
- 日程第5 議案第42号 市道の認定について
- 日程第6 議案第43号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第44号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第45号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第46号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 ごみ袋問題に関する事項の調査結果中間報告について
- 日程第11 議案第47号 弥富市長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第48号 弥富市副市長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について
- 日程第13 認定第1号 平成23年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第2号 平成23年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第3号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第4号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第5号 平成23年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第6号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第19 認定第7号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 発議第9号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第21 発議第10号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第22 発議第11号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について
- 日程第23 閉会中の継続審査について

午後2時10分 開議

議長（佐藤高清君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、伊藤勝巳議員と川瀬知之議員を指名いたします。

日程第2 議案第39号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第40号 弥富市立学校設置条例の一部改正について

日程第4 議案第41号 市道の廃止について

日程第5 議案第42号 市道の認定について

日程第6 議案第43号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第44号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第45号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第46号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第39号から日程第9、議案第46号まで、以上8件を一括議題といたします。

本案8件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長、お願いいたします。

総務委員長。

総務委員長（伊藤正信君） 総務委員会に付託されました案件について御報告をいたします。

総務委員会は、議案第39号弥富市財産の件、議案第43号の平成24年度弥富市一般会計補正についての2件でありました。

会議は、9月13日9時から委員全員、委員外3名、市側からは市長、副市長、関係部課長の出席のもとに協議をし、審査を行いました。

まず議案第39号弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について、審査をいたしました。全員が賛成で、了承をいたしました。

続いて、議案第43号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第3号）について審議をいたしました。その補正の内容でありますけれども、防犯等の台帳作成業務の委託料と、消防施設の工事請負費、消火栓のブザー等の設置の問題でありまして、それぞれ質問がありましたが、その内容についての説明をし、全員が賛成をし、了承したことを御報告申し上げます。以上であります。

議長（佐藤高清君） 次に、建設経済委員長、お願いいたします。

建設経済委員長（川瀬知之君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第41号市道の廃止について初め3件です。

本委員会は、去る9月12日に委員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず議案41号市道の廃止について、議案第42号市道の認定についての2件については、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第43号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第3号）は、担当課長から三ツ又池公園に植栽する芝桜の購入費及び基盤整備促進事業補助金などの説明を受けた後、委員より、あいち森と緑づくり事業はいつまで続くのかとの質問に、市側よりこの事業は平成21年度から10年間ですとの回答などの質疑がありました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

議長（佐藤高清君） 次に、厚生文教委員長、お願いします。

厚生文教委員長（小坂井 実君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第40号弥富市立学校設置条例の一部改正について初め5件です。

本委員会は、去る9月13日に委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず議案第40号弥富市立学校設置条例の一部改正については、質疑で委員より市内の小中学校のあり方についての現在の考え方と、将来的にどのようにしていくのかとの質問に対し、市側より、小・中学校については地域の拠点、防災の拠点と考えている。将来のあり方については慎重に考えていかなければならないとの回答などがありました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第43号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第3号）は、市側よりポリオの予防接種ワクチンが生ポリオから不活化ポリオに切りかわったことによる予防費、小学校プール修繕工事請負費、外階段設置等に関する設計監理委託料などの説明がございました。

議案第44号平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）では、国民健康保険支払準備基金積立金及び返還金の計上などの説明がございました。

議案第45号平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、後期高齢者医療広域連合への納付金などの説明がございました。

議案第46号平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、国・県・支基金、市の負担金、交付金の精算による過不足の補正などの説明がございました。質疑では、退職者医療交付金の返還金についてなどがありました。討論はなく、一括採決の結果、全員

賛成で原案を了承いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案 8 件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案 8 件は原案どおり可決をいたしました。

~~~~~

日程第10 ごみ袋問題に関する事項の調査結果中間報告について

議長（佐藤高清君） この際、日程第10、ごみ袋問題に関する事項の調査結果中間報告についてを議題といたします。

報告を、ごみ袋問題調査特別委員長、お願いいたします。

ごみ袋問題調査特別委員長（小坂井 実君） ごみ袋問題に関する調査結果中間報告を申し上げます。

初めに、本委員会に付託にされました調査の趣旨について申し上げます。

弥富市と佐藤化学工業株式会社との間には、可燃大及び不燃大のごみ専用袋購入契約が締結されていましたが、佐藤化学工業株式会社の事業停止に伴い、平成23年度までに既に発注し、保管されていたはずのごみ袋が受け取れない状態になっております。

本委員会において、事件の全容について調査・究明し、もって損失発生の責任の所在を明確にし、再発防止策について提言していくつもりであります。

本委員会に付託を受けた調査事件について12回にわたり委員会を開催、調査いたしてまいりました。その経過及び調査状況を御報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してありますごみ袋問題調査特別委員会調査報告書のとおりですので、調査報告書中 5 ページの(4)責任の所在から御報告申し上げます。

(4)責任の所在。今回のごみ袋未回収問題は発注先業者の破綻に端を発し、未回収となっているごみ袋は平成23年度の契約分であり、当該年度において確実に納品に対する検収が行われていれば未回収は起きなかった。また、既に平成20年度末において適正な在庫量が上回

っていたことから、市民が使用する年間のごみ袋の数量の発注で十分であるにもかかわらず、それを上回る数量のごみ袋の発注を平成21年、22年度と行い、結果として佐藤化学工業株式会社の倉庫に大量の在庫を保管することになった。

また、予算の積算については、ごみ袋の年間の使用数量、年度末における在庫数量を正確に把握し、必要最小限の予算を計上すべきであった。適正な量の発注をしていれば大量の在庫を持つことはなく、市役所の倉庫に保管管理でき、未回収は起きなかった。適正な発注量、適正な検収、適正な保管管理のどれか一つでも確実に執行しておれば、未回収は回避することができたと考えられる。以上3項目の事務の執行については規則によって規定され、また通知によって知らされており、担当グループリーダー及び担当課長はこれらの事項を真摯に遵守すべき立場にあった。それぞれの規則、通知は下記のとおりである。

適正な発注量。弥富市予算決算会計規則第4条第1項の規定により通知した翌年度の予算編成方針には、「予算見積書の立案に当たっては、事業の所要額を十分精査の上、必要最小限の額で立案する」とあり、この方針に沿って予算を要求すべきであったこと。適正な検収。弥富市契約規則第50条の規定により、契約書その他の関係書類に基づき納品の内容及び数量について検査を実施すべきであったこと。適正な保管管理。弥富市物品管理規則第5条第2項の規定に従って、佐藤化学工業株式会社の倉庫に保管していたごみ袋の量の確認などを確実にやり、管理すべきであったこと。

以上3つのごみ袋に関する基本的な事務の担当者である清掃対策グループリーダーについては、適正に在庫量を把握せず、従来の発注の仕方を踏襲し、漫然と発注を続けていたこと。さらには、発注先から請求があったものに対し、現品検査もせず支払いを続けていた責任は重大である。また、この事務を統括管理し、課員を指導監督する立場にあった元環境課長及び前環境課長は、課長としての職務を的確に果たさなかったことの責任は大きい。また、民生部長は、部長として環境課長に対する適正な事務処理の管理責任があった。同様に、組織を統括する立場にあった副市長及び市長についても管理責任があった。

(5)今後の改善策について。大量のごみ袋が未回収となったことは、佐藤化学工業株式会社の破産に原因があるとはいえ、適正に事務を執行しておれば回避することができた。貴重な税を執行する立場にあり、今回の事件を深く反省し、二度とこのようなことが発生しないようにしなければならない。さらに、平成24年6月6日付「会計事務の適正な執行について」を各所属長宛てに通知し、職員の適正な事務の執行を徹底されたところである。特に環境課におけるごみ袋については、以下の点に留意して事務を執行されたい。

ごみ袋の適正な数量の予算化及び発注。財政状況が厳しい中、ごみ袋の発注においても、必要以上に保有することは貴重な税が活用されていないことと同じであり、在庫数量を常にチェックし、適正な量を維持するようにしなければならない。年度末における在庫は、次年

度における生産業者が納品できるまでの間の在庫量を必要とするが、年間のごみ袋の発注数量は、年間の民間の実際のごみ袋の使用数量と同量となるように厳格に予算計上し、発注すること。

ごみ袋の納品に対する的確な検収、立ち会い。ごみ袋の在庫の相当量が生産業者の倉庫での保管が常態化していたことから、職員による検収が的確に行われていなかった。検収が確実に実施され、在庫の確認が行われていれば未回収はなかった。契約書、仕様書などに基づき、検収担当職員による的確な納品に対する検収を行うこと。

ごみ袋の確実な保管管理。本来市役所に納品された製品は市役所で確実に保管管理すべきであり、生産業者の倉庫に保管すべきではない。ごみ袋の取扱業務を委託している商工会で管理保管している量及び市役所で保管・管理する量を必要最小限とし、各年度末において次年度における新生産業者が納品できるまでの間の在庫量を持つ必要があるが、常に適正な在庫量及び保管について留意すること。

(6)まとめとして、本事件は市が発注したごみ袋の納入業者が倒産し発覚したものであるが、平成23年度の代金支出済みのうち1,276万8,649円の物品未回収代金損失事件であり、市行政に対する市民の信頼を損ねることになったことはまことに遺憾である。管理監督責任を含めた責任の所在は、市民にわかりやすく厳正に、しかも速やかに明らかにすべきである。このような事件が再び起こることがないように、管理システムの構築と職員の再教育を初め、庁内の危機管理に対する機能の再点検も急ぐべき課題と言える。

以上ではあるが、本委員会の提言については真摯に受けとめ、速やかな対応を求めるものである。

なお、この調査報告書の提言に基づきまして、市側より回答書が提出されております。本日、皆様のお手元に配付してありますので御確認ください。

これをもって本特別委員会の中間報告を終わりますが、なお、ごみ袋問題調査特別委員会は中間報告でございます。今後も継続し、調査いたしてまいりますことをあわせて御報告いたします。以上です。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

18番（大原 功君） 質疑の前に、あれ、今の物品なのか消耗品なのかきちっとしておかないかんよ。消耗品じゃないの、あれ。物品に当たるのね。委員長、よく注意しておかないかんよ。これは個人的だけれども、物品というのと消耗品とは違うということだ。どっちが正しいのか。

議長（佐藤高清君） 後日報告するということでよろしいですか。

18番（大原 功君） 消耗品にしていかないとだめだよと言うの。



議長（佐藤高清君） また、ごみ袋問題特別委員会を通じまして報告させていただきます。  
質疑の方ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

以上で、ごみ袋問題調査特別委員会の報告を終わります。

~~~~~

日程第11 議案第47号 弥富市長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について

日程第12 議案第48号 弥富市副市長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について

議長（佐藤高清君） この際、日程第11、議案第47号及び日程第12、議案第48号、以上2件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 本日提案し、御審議いただきます議案は、条例議案2件でございますので、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第47号弥富市長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定及び議案第48号弥富市副市長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定につきましては、ごみ袋購入の不適切な処理に関し、私自身及び副市長は市政の信頼失墜の責任を重く受けとめ、管理監督の最高責任者として給料及び期末手当の減額を行うための特例を定めた条例を制定するものであります。

公職に携わる者としての責務について、改めて意識改革を全職員に促すとともに、さらに徹底した再発防止策を実施するなど、全庁一丸となって信頼回復に取り組んでまいります。一度失われた信頼を回復することは一朝一夕には運びませんが、私を初め全職員が一丸となって職務に取り組んでまいり所存でありますので、関係各位の御指導を切にお願いを申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げ、詳細につきましては担当部長より説明をさせます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 議案は総務部長に説明させます。

伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第47号弥富市長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

改正の内容につきましては、第1条、市長の給料の月額につきまして、平成24年10月1日から平成25年3月31日までの六月の特例期間において、現在の給料月額からさらに20%を減額するものであります。

第2条、市長の期末手当の額につきましては、特例期間において、現在の支給額からさらに20%を減額するものであります。

次に、議案第48号弥富市副市長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の内容は、第1条、副市長の給料の月額につきまして、平成24年10月1日から平成24年12月31日までの三月の特例期間において、現在の給料月額からさらに10%を減額するものであります。

第2条、副市長の期末手当の額につきましては、特例期間において、現在の支給額からさらに10%を減額するものであります。

附則といたしまして、施行期日について定める規定につきましては、平成24年10月1日から適用するものであります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案2件は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案どおり可決いたしました。

~~~~~

日程第13 認定第1号 平成23年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第2号 平成23年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第3号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第4号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第5号 平成23年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第6号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第7号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

議長（佐藤高清君） この際、日程第13、認定第1号から日程第19、認定第7号まで、以上7件を一括議題とします。

本案7件に関し、審査経過の報告を決算特別委員長、お願いをいたします。

決算特別委員長（伊藤正信君） 決算特別委員会に付託されました認定第1号から7号までについて御報告を申し上げたいと思います。

まず審査に当たりましては、9月14日、9月18日、9月20日と3日間にわたりまして、それぞれ審査をまいりました。先ほどごみ袋特別調査委員会、それぞれ市側からの議案として出されました議案第47号、48号、それぞれを、私ども審査の過程の中でそれぞれ含みながら、決算委員会としての取り組みをしたことを、まずもって御報告を申し上げたいと思います。

さらに、決算委員会につきましては、決算委員全員とそれぞれ委員外の方が御出席をされ、さらには市側からは市長、副市長。そして、私どもの審査の方法といたしましては、まずは総務部に関すること、民生に関係すること、開発に関すること、教育関係、この4点を順番に審査をまいりました。

まず、その状況の中で、付託されました認定第1号から7号までを経過として申し上げておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いを申し上げたいと思います。

そんな状況の中で、総務委員会といたしまして、部長のほうからその概要について説明を受けました。特にその内容の中では総務部といたしまして、市税の決算75億2,728万3,268円で、前年度と比較いたしまして1億6,028万2,532円の増額であったと。その率は2.2%増。恐らく特徴的といえますか、自動車取得税交付金は8,497万3,000円、前年度比1,790万7,000円の減額であったと。その率としては17.4%の減であります。この理由は自動車取得税減税による減収の影響であるということであります。

そして、地方交付金は1億2,321万5,000円、前年度比1,577万の増額、率にして14.7%の増であります。この理由は自動車取得税交付金の減収分の補填であったということであり

ます。

さらに国庫支出金については15億5,543万で、対前年度比1億9,859万7,583円の増であります。率にして14.6%の増。この理由は、公立学校施設負担金、生活保護費負担金等の増によるものであります。

歳入合計額145億8,580万5,084円で、市税の占める割合としては51.6%、自主財源としては63.5%、市税の割合は81.3%でありました。

さらに主な歳出といたしましては、総務費が16億2,092万1,278円、一般会計で占めるその割合は11.6%、対前年23.6%の減であります。その理由は、特に土地取得特別会計から一般

会計への土地の買い戻しがなかったことと、公共施設整備基金積立金減額によるものであります。

さらに総務としては、消防費が7億1,280万4,422円、一般会計の占めるその割合は5.1%であります。前年度比として6.9%増であります。その増の理由といたしましては、栄南学区での防災施設の関係であります。総務部の経費としては、消防の中では16.7%が占めているということでもあります。

特に市税の収入額は、市民税の28億736万7,292円であります。市税が占めるその割合は37.3%、対前年度比で0.6%の増であります。市民税の内訳は、個人市民税の23億188万7,892円、対前年度比では1.6%の減であります。法人市民税は5億547万9,400円で12.3%の増、固定資産税は43億3,040万7,151円でございます。市税のそれぞれ57.6%の対前年2.5%の増であります。その内訳は、固定資産税が41億4,224万551円あります。市町村交付金1億9,179万5,600円あります。

収入の多いものでは、とりわけたばこ税が特徴で3億1,764万2,326円でございます。対前年では12.6%の増であります。さらには軽自動車税が6,762万8,399円、2.9%の増であります。入湯税は60万8,100円ございました。

その状況の中で、市税の不納欠損金額は1,385万5,872円、収入未済額は5億775万5,689円、徴収率といたしましては現年課税分の98.6%であります。滞納繰越分は18.15%、合計で93.52であります。前年度と比較いたしまして、滞納繰越分の徴収率は3.55%の増加であり、現年課税分の徴収率の微増がありました。そのような状況の中で、税収がありました。

地域交通の交通活性化協議会負担金におきましては1億3,533万8,520円あります。国からの補助金等4,971万5,000円あります。そのような総務部の内容であります。とりわけ質疑が出ました内容については、滞納金の徴収について努力はありましたが、それぞれその法の制度に合った状況を加味しながら、市民の徴収方についての御努力をという意見がありました。

それから、地域活性バスの効率化の問題については抜本的に見直す必要もあるのではないかと、そしてより市民の足としての役割を果たすべきである。そのような中で、市側からは、足の問題として、さらには将来の活性化バスとして、協議会は協議会、そして市の行政の中としての検討委員会をさらに深めていきたい、こんなような答弁もございました。

さらに、納税についての関係であります。最低生活保護者に対して最低保護世帯と同じような勤労所得の方についての税の徴収方について、最低生活保護者による課税基準などを考慮しながら、それぞれ対応されたいという意見が総務委員会でも出されました。

続きまして開発部の関係でありますけれども、歳出につきましては、農林水産業費として8億2,645万、一般会計の占める割合は5.9%で、対前年より0.1%の伸びであります。その

中で、商工費は4億7,712万8,438円、一般会計の占める割合は3.4%、21%の伸びでございます。その理由は、企業立地の指定企業交付金の増額によるところの内容であります。

さらに、土木費で10億79万1,370円、一般会計の占める割合7.1%、対前年20.8%の減であります。その理由につきましては、日の出橋の工事負担費の減などが主な内容でございました。

さらに農林水産業費として、生産調整推進対策事業費補助金1,789万7,511円と、その目的は集団化補助金に2,502万1,960円、米の数量の確保や転作物振興などを含んだ中の有効利用のための支出であります。そのような状況の中で、市の単独事業として、10アール当たり転作について3,000円。そして、麦、大豆転作者について10アール当たりの7,000円の交付を行ってきたという状況でございます。

さらには土地改良事業工事の基盤整備工事請負費として1億4,155万500円、県営湛水防除事業負担金が6,996万2,000円、県営緊急農地防災事業負担金2,596万4,746円、これは排水機の整備事業でございます。さらには道路改良工事請負費として1億5,331万5,750円、公園整備が6,436万170円あります。

農業集落排水事業特別会計の状況の中では4億1,148万4,467円の支出をされ、その元金5,411万8,493円及び利子3,608万8,155円が、市債で元金及び利子の償還などに充てられたという状況であります。

さらに、公共下水道事業特別会計についても8億184万5,327円、前年度比9.3%の減であります。その要因は、国庫補助金の交付金が減収になっているという状況であります。その中で質疑といたしまして、将来的に農業集落排水事業、下水道事業について、それぞれ中・長期の財政確立のための、いかにあるべきかという質疑がございました。さらにその状況の中で今日的な事業の見直し検討もという御意見等が出ておりました。

さらに民生部として、23年度決算については、先ほどごみ袋調査委員会等の御報告がございました。そのような状況の中で、民生費として特に51億1,596万6,000円の決算額、対前年度比は3億5,408万4,000円、6.5%の減額であります。その要因は、平成22年度完了した弥生保育所建設事業請負費用などが5億9,094万1,000円の減額であった。その状況の中で減額だということでございます。

民生費は、扶助費について22億9,509万8,000円でございますが、対前年度比2億1,676万5,000円の増額であります。その増の主な内容は、障害者の社会生活を営むことができる居宅介護、生活介助、施設入所などの支出に充ててきたということでございます、その給付費支援でございます。さらには、障害者自立支援として2億4,834万3,000円が支出されました。さらには、生活保護世帯の支援といたしまして4億1,711万3,000円でありました。その内容は、169世帯246人という状況でございます。

衛生費といたしまして12億2,812万4,000円、前年比1,172万1,000円が減額であります。その要因は、海部地区環境事務組合への負担金が減であったという状況でございます。さらに、障害者福祉計画費としての24年から26年までの計画費が310万円充当された等、それぞれの内容でありましたが、保育所の運営としては10億5,118万1,000円であります。保育所の内訳といたしましては、人件費が7億9,733万8,000円、総額の76%を占めているのが人件費でございます。その内訳は、児童数が1,081人、1人当たりの拠出年間支出額が97万であったということであります。

子ども医療費としては2億2,079万円の支出でございます。母子家庭等医療の助成といたしまして2,871万1,000円。この母子家庭という、このごろ離婚者が大変ふえている状況で増という状況も報告がされました。さらに子ども手当は9億3,582万1,000円。この子ども手当につきましては、政府のいわゆる制度の変更等もありまして、その状況であります。児童クラブ費は4,161万7,000円でございます。その利用者は、延べ人数ですが3,136人、1人当たりのかかった費用は1万3,200円でございます。さらには、いこいの里老人福祉センター、十四山福祉センターの支出としては9,600万円が出ています。そして、太陽光発電の導入促進補助金としては888万5,000円が出されています。その世帯数81施設が出ました。

そんな状況の中で、特別会計として国民健康保険特別会計、歳入42億6,152万6,000円、歳出といたしまして40億8,777万5,000円、国民健康保険税としての収入は11億5,289万で、歳入合計の27.1%、対前年比といたしましては12%の増であります。さらに加入状況といたしまして6,093世帯1万1,734人です。

さらに後期高齢者医療特別会計について、歳入合計といたしまして3億5,009万1,000円、歳出は3億4,615万でございます。被保険者数は4,413人、対前年187人の増であります。

介護保険特別会計についての歳入21億4,084万5,000円、歳出20億9,688万、歳入、保険料収入は4億1,573万4,000円です。対前年といたしまして667万3,000円で、1.6%の増額であります。歳出、保険料給付費20億1,018万9,000円、対前年1億4,352万の増でございます。7%の増が出されております。

続きまして、介護サービス給付金につきましては7億492万、対前年度5,990万5,000円の増額という内容でございます。特別会計の介護サービスの内容でございますけれども、歳入4,875万3,000円、歳出3,393万3,000円、デイサービス利用延べ3,469人、対前年度比で459人が増となっております。

すなわち、高齢者社会になっている今日、市は第3期障害福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、平成24年から26年の事業計画についてそれぞれ短期間で集約されるという状況など、時間をかけて、それぞれの福祉の内容等を含みながら意見を聞くべきではないのかという意見。さらには、貧困者の税についての配慮等の要望、意見がありました。民生費

としての協議の内容でございます。

さらには、教育関係の決算の内容でございますけれども、教育費の支出として17億7,618万572円、前年度比で11億8,753万3,893円で5億8,865万1,832円が増額でございましたが、対前年度比といたしましては49.6%の増。その主な理由は、第2桜小学校の工事請負費やら、図書館棟の修繕工事請負費の増額ということでございます。さらに、小学校の給食費、調理業務委託料としては5,094万2,150円が出されました。安全対策費として小学校の窓ガラス飛散防止の2,625万円が支出として出されました。飛散防止の対策としては、23年度が59%、24年度が41%で100%の飛散防止を行っていく状況の支出でございます。さらには、学校管理整備として給食室、プール等修繕として1,813万8,750円が支出されております。

さらに特別支援教育、就学児童、保護児童の学用品等の援助といたしまして1,122万6,882円、前年度比として20万4,435円の増であります。要児童の23年度の数には176人、特別支援教育費では23年度12名が適用とされております。特別支援教育就学要保護生徒の学用品等の援助は1,931万357円ということでございます、対前年で295万5,622円の増額であります。その要保護生徒数としては114人が適用であり、特別支援教育生徒は8人です。

さらには、北中学校の駐車場確保の購入費として1,728万が支出をされております。

私立幼稚園奨励補助金といたしましては357人で、2,496万4,100円が支出され、対前年8.4%の増であります。

さらには高校公立・私立の生徒の格差是正の授業料補助でありますけれども、121名に適用して102万4,000円が支出となっております。

以上が学校教育の支出の状況であります。学校関係においてはそれぞれ議論といたしまして、意見としては、防災耐震の問題をいかにあるべきかと同時に、それぞれの対策はどうであったかという質問でございます。そして、さらには十四山の体育館の、要はどのような形になっていくのかという質問でございましたが、それぞれ市側としても、今、再度検討しながらという答弁でございました。

さらにはいじめ問題、社会環境の中で生まれている現象について、それぞれ委員の方から意見が出されて、今、私どもの状況の中でその事件性の課題については、今後の対応の仕方について皆さん方はそれぞれ御説明をする機会を設けながら、さらに深くその問題に対応したいという答弁でございました。

それで、私ども認定第1号の関係について申し上げておきたいと思っております。

平成23年度弥富市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして質疑、討論を行いました。それぞれごみ袋調査委員会等の経過を受けながら、私どもも、それぞれ地方自治法のためによるところの決算のあり方、さらには、市の服務規程によるところの懲罰、それぞれを判断をしながら、調査委員会等含みながら、委員としての予算審議の中で採決を求めました。その

状況の中で反対1、保留1、賛成多数ということで、委員会としては承認をしたということ  
を御報告申し上げておきたいと思います。

さらに、認定第2号平成23年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、  
先ほど申し上げましたように、支出はなかったという状況でありますし、認定第3号平成23  
年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算、そして第4号の23年度弥富市後期高齢者医療特  
別会計歳入歳出の認定、第5号平成23年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて、それぞれ2号、3号、4号、5号を一括し審査、討論を行い、全員賛成という認定を  
いたしましたことを報告を申し上げておきたいと思います。

さらに6号、7号についてでございますけれども、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決  
算、さらには公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の件につきましては、経過の中でも御報  
告申し上げましたように、いわゆる環境整備ということについては賛成していく立場ではあ  
るけれども、中・長期に係る歳出について、より一層具体的にそれぞれの対応をすべきでは  
ないのか、市の財政を有効に活用する意味からもそのような意見があり、採決の結果、反対  
1、賛成多数ということで、日程6、7につきましては認定をいたしましたことを御報告を  
申し上げ、審査の結果の内容にかえさせていただきます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りたいと思いますが、10分間休憩をして、3時10分から討論に入りたい  
と思いますので、ここで休憩します。

~~~~~

午後3時03分 休憩

午後3時13分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

認定第1号から認定第7号まで一括議題とし、討論に入ります。

まず、三宮十五郎議員お願いします。

5番（三宮十五郎君） ただいま上程されております認定議案のうち、一般会計決算及び集  
落排水、公共下水道の2つの特別会計あわせて反対。そして、国民健康保険と介護保険特別  
会計については賛成の討論をさせていただきます。

私は、特に平成20年度までの大規模な庶民増税、あるいは長期にわたる雇用破壊、そうし  
た中で我が市やこの周辺の市町がどういう状況になっているかに大変深い注目を払ってまい



りました。今決算におきましても、各市役所の協力をいただきまして、住民基本台帳人口とゼロ歳から4歳までの子供の数、14歳以下の中学生以下の子供の数の一覧表や、また税収を中心といたしました各市町の特徴についても、我が市の決算とあわせて非常に注目をし、私ども地方議員を通じて決算資料をいただきまして、一覧表をつくりました。

そして、ただ一宮市だけは12月議会での決算審査ということでありまして、決算状況についての公表を現在は行っておりませんので9市であります。23年度分につきましては人口は載せてありますが、税収等につきましては、基本的に一宮市の決算で示される資料については抜いたものとなっております。

決算特別委員会や、当局、あるいは委員外で出席された皆さんにも、最終部分は私の手書きのもので一部修正したものなど配付させていただき、皆さんにもごらんをいただきましたが、改めて本当に住民の暮らしが、我が市も含めて、周辺の人たちが大変な状態になっているということを感じさせられました。

まず人口が減少しているのは3市であります。ふえているところでも、一宮市の平成17年に比べて平成23年度末が2.13%、それに続いて弥富市が1.91%でございますが、3市では人口が減っておりますし、今申し上げた市以外の人口の増加は微増であります。

特に私が驚いたのは、ゼロ歳から14歳までの子供の数が3市で5%から10.7%減っていること。さらに驚いたのは、ゼロ歳から4歳までの5年間の人口、一番小さい子供たちの変化ですが、5%から20%を超えるような減少が6市で発生しております。こんな形で子供が減っていけば、本当に大変な事態になるという思いを強くしたことと、もう1つは個人市民税が、平成20年度までに定率減税の廃止だとか、老年控除の廃止を初めとした庶民増税と、それから税源移譲によりまして大体130%の後半、弥富市は142%の引き上げがありましたが、その20年度から23年度末までの間に、弥富市で11.6%、個人市民税の1人当たりの収入が減っております。一番多く減っているのは、14.6%という減り方をしているところが3市ございますが、本当に子供は減る、そして個人所得はどんどん減っていく。雇用の破壊だとか庶民増税、そして大企業や大金持ちに対する大盤振る舞いの減税が行われる一方で、雇用破壊によりまして国民健康保険やいろんな形で、本来は正規の労働者、雇用者がおれば扶養家族として当然処遇されるような人たちが国民健康保険に入ってくる。これに対して、市がどんどん財政負担をしなければやっていけないような状態が続いてくるなど、それぞれの市町、我が市もそうでございますが、実際の行政経費はふえ続けております。

そして驚いたことに、平成20年度に税源移譲だとか、今言ったような増税によりまして、大幅に皆さんの税金が引き上げられたわけでありまして、実際の基準財政需要額と言われております一番土台の収入、税金のほかに地方交付税だとか消費税交付金だとか、こういう国からの交付金を合わせたもの、さらにそれに臨時財政対策債を加えたものであります。そ

の中で占める割合というのは、平成17年度と20年度、かなり大幅な市民税の引き上げが行われたわけではありますが、それでもほとんど変わっていません。そして、23年度末には、今申し上げましたように、それぞれの市町の収入の基本的な中心になっている税と、そういう国からの交付金、地方交付税の一部として出されております臨時財政対策債、これを合わせたものの割合は、平成20年度に比べて弥富市だけは全く変わらない比率であります。ほかのまちは少ないところでも6%、多いところは12%税収が減っております。

先日も発表されました宅地や商業用地の土地価格の下落は、名古屋では大幅に下げどまったと、元気な名古屋だと言われておりますが、名古屋市から20キロ圏内で今言ったような、しかも都市ですよ。一応いろんな合併をして農村地域も多く抱えておりますが、都市でそういう状態が起こっているということは、本当に今の国の政治のもとで国民の暮らしや、国の将来や、まちの将来が大きく損なわれているということを目の当たりにして、ぞっとする思いでありました。

同時にそういう中で弥富市が人口を減少させない。子供は減少したと言っても0.何%というレベルでございますので、ほぼ横ばいという状態で維持できているということは、この歴代の、いろんな立場の違いはありましたが、町長や市長が子育て施策を大切にすると、そういう住民や市民の声に応えるということで営々と続けてきたこと。さらに、服部市長も弥富の福祉は後退させないという立場を表明して、市民に応える市政を進めていくということで、大枠ではそういうものを引き継いでこられた中で、我が市が特別に他の市町と比べて、今、この地域で健闘しているのではないかというふうに私は見ながら、しかし今まで頑張ってきたからよかったということではなくて、本当にこういうときだから、やっぱり我が市の財政状況やそういうものをしっかり踏まえて、こういう時期に本当に市民が安心できるまちづくりを進めていくためにも、もっと頑張っていたきたいというのが私の反対討論の一番眼目でありますので、よくお聞きいただきたいと思っております。

1つは、今委員長の報告の中でも税収、滞納なんかの問題が触れられましたが、収入がふえていくときには非常に皆さん楽なんです、全体として縮小していく、商売でも家庭もそうでございますが、こうした中で一定の滞納を抱え込んだりしますと、延滞金が14.数%というような状態もありますので、本当に雪だるまのように滞納がふえていく、負担がふえていく。こうした中で、もちろん私どもは滞納を奨励するわけでもありませんし、きちんと納める条件のある人たちは納めていただくことが前提であります、そうは言いますが、もともと今日本の地方税法だとか、それからいろんな行政が基準を決めて賦課するものにつきましては、大きくは憲法25条などによりまして最低生活の保障ということで守られておりますし、それぞれの税法や法律によりまして生活保護に落ち込むような賦課や徴収はしないというふうに定められておりますので、こうしたことを厳密に守りながら、納税できる人には

納税していただくという立場を一層強めていただきたい。

今進められております機構は、1年間で解決をするという前提で機構送りが行われておりますので、結局借りてきて払うか、3回の分割で払うか、給料を差し押さえるかというようなことを言っておりますが、先日も愛知県民主商工会の皆さんが県の税務担当部局と懇談をいたしましたところ、機構は財産があって、そして基本的に1年以内で解決できるようなところを送るところであって、財産もないような人を機構に送るような指導はしておらんと言っておりますが、実際はそうではないような状態でございますので、こうした面でも、非常に今職員も少なく大変でございますが、はっきりと市民の顔が見える市の職員の手によって納税相談も行われ、適切な収納が行われるようにされることを、最近の納税相談や機構が行っている問題、あるいは県がそういう回答を県民に対して行っている状況を十分考慮されて、対応されることを強く求めておきます。

同時に、私が一番懸念をしておりますのは、公共下水道と集落排水であります。

現在、集落排水は6カ所で供用開始をし、1カ所建設中であります。5カ所は最低でも90%以上、多いところは99.3%は接続している。まだ供用開始されてそんなに間がない十四山西部処理場につきましても、43.4%は接続しておるという状況ですから、大体この6つは基本的に終わっているところというふうに見てもいいと思いますが、実は平成18年から23年度までの6年間の収入と費用の関係を見てみますと、使用料としての収入が3億300万円余り、そして費用につきましては施設管理費が4億6,000万円余り、支払利息が1億6,800万円、元金の返済が2億6,400万ほど。ここは高額な国や県の補助事業もありまして、借金は19.2%という非常に少ない借入金で事業を起こしましたが、それでもこんな負担がかかります。

したがって、さっき申し上げました使用料収入の2.9倍、実際には使用料収入は3億300万ほどであります。経費は8億9,100万かかっておりまして、3分の1ほどしか使用料では充当されていない。実際の経費はさらに今後の、もういよいよ10年を過ぎているところが出てきますので、電気機械設備の更新だとかというのが直前に来ております。さらに、もうその先には施設そのものの更新だとか管路の更新がありますが、これは決算特別委員会でも議論がありましたように、市側も、あるいは委員の皆さんの間からも、このまま市の責任で全部続けていくわけにはいかんだろうと。いずれ公共下水道につなぐか、そういう方向でしか打開できないということを議論の中でも皆さんも述べられたわけでありまして。

実は、公共下水道はこれに比べると、1人当たり市が直接負担をする事業計画でも、実人口で言いますと3万6,000人ぐらいのエリアでありますから、1人当たり約80万、そのうち45万7,000円ほど借金をして賄うものでありまして、集落排水事業に比べたら事業規模も大きいし、借入金もはるかに大きいもので、一層経費負担が絡むことは想像にかたくありません。

ん。

さらに南部水道企業団の水道料が、愛知県下で今一番高いというふうに言われて、皆さんからも値下げを求められておりますが、これにつきましては、この52年間の総投資費用が現在の人口1人当たり30万円ほど、そして借金は1人当たり約9万円ということで、30%ほど、ありますが、この弥富市の計画は借金57%でやると。もともとこれは国が交付税で55%ほど見てくれるということで出発したんですが、これは事実上期待できないということで計画を先延ばしにしておりますが、これは前町政時代からの引き継ぎでありまして、直接、今、服部市長が責任云々という問題ではありませんが、しかし本当にこういう人口の減少、それから収入が減少していく。さらに費用について、今までのどんな事業よりもはるかに規模が大きいものが、このまま進めていいものかどうなのか。もっとその効果的な方法や、将来的に本当に市民が安心できる事業や制度であるかということについて、本当に踏み込んで検討する時期に来ているのではないかと、そういうふうを考えざるを得ません。

既に東北地方の秋田県、青森県は、あの震災でもはるかに前に、もう全部つなぐというやり方については、人口減少していることもありますが、財政的にもとても負担に耐えられないということで大幅に見直しをしております。ここは、県のそういう計画全体の中に入っておりますので、弥富市が単独でどうこうという問題はなかなか難しいわけですが、しかし私は、今こういう全国的な国民が置かれている状態や、市民が置かれている状態を考慮すれば、やはりきちんと見るものは見ていくという対応は避けて通れない問題となっていると思います。したがって、一日も早く実際の見通しを市民の前に明らかにしながら、弥富市が、あるいはこの地域の皆さんがどういうふうにしていくことが、より地域や皆さんの暮らしや環境改善に寄与するものであるかということについて議論を進めていただくことを、改めて強くこの機会に申し上げておきたいと思っております。

次に、いろいろありまして、国民健康保険や介護の決算に今回賛成するということについて、おやっと思われる方もあるかもしれませんが、これにつきましては私も調べて驚いたんですが、例えば国民健康保険の値上げを抑えるための一般会計からの負担は、弥富市に次いで、この尾張9市の中で2番目に多いのが愛西市なんですね、この4年間のトータルで見ますと。したがって、その愛西市に比べて1万数千円、まだ弥富のほうが多いんですね。ほかの市町からは何万円も離れているという負担をして、本当に払う人から見るととても払い切れない額だということで、滞納もかなりの額があるわけですが、もう一方で言うと市側の努力はそういうことがされている。

介護保険につきましても、先回の値上げで、たくさんの人たちからこんな値上げをしたら暮らしが成り立たないということが言われたり、あるいはこの経過の中ではいろんな議論がされまして、一部ではありますが修正をされました。その中で、市長のほうから、ぜひ市長

会やそういうところを通じて改善を求めていきたいということで、今、それにも着手されて、既に意見書が出されて、一番下のところでは決定されたというふうに言われておりますし、弥富市もそうした市民の動きを受けまして、市議会のほうも全会一致で改善の意見書を出しております。

加えて、この間の24年度になってからのいろんな議論の中で、弥富市のそういう介護保険だとか国民健康保険だとか、あるいは市税なんかの減免規定は、表から見るとよその市町に比べてそんなに悪くないのに、実際に使われていないということが繰り返し議論が行われてきました。

ようやく先般、国民健康保険、介護保険、あるいは現年分の税金につきましては、実際の生活保護を受けている人と比べて遜色のない一定の基準に改めるということが確認され、もう1つのネックになっておりました預貯金が一定額あるということが、もう1つは使えない仕組みのがんになっておりました。それにつきましても秋田地裁等の判例等もあり、市としても必要な検討をしていくということがこの間の審議の中で明らかにされて、一定の改善がされております。

まだまだ国の制度そのものが大変不備なものでありまして、もともと国民健康保険制度が出生したときには、他の健康保険に入れない人たちを無条件で受け入れる制度であるから、税、国全体は料と言っておりますが、税・料の減額や免除、それから自己負担の免除、それを備えた制度であり、世界に誇る国民皆保険の制度だと言われておりましたが、そうした側面が余りきちんと活用されずに今日に来たことと、それから雇用状況の破綻のもとで大変深刻な事態になって、生活保護を受けている人よりも低い収入の人たちがその5倍以上もいるというような状況が言われている中で、今日的にこの問題というのは避けて通れない。本当に国民の命や暮らしを守るといふ憲法上の規定だけじゃなくて、市長、村長に委任された特別の責務となっておりますので、そういう立場で本格的な努力を始めていただくということと同時に、市議会もそういう形で、介護保険や後期高齢者医療制度の抜本的改善を求める意見書、しかもその土台には雇用を安定させて、働いてきちんと生活できる収入や、税や社会保険料を払える、そういう仕組みにすることが事態打開の鍵になっているということも含めた意見書を出しておりますので、私どももそういう皆さんの努力に寄り添いながら、本当に国民的合意に向かって進んでいくというか、そういうことをぜひもっとも努力をしていただく。そして、市のそういう対応についても、本当に心のこもったものにしていただくことを強く期待をして、賛成をすることにいたしました。

なお、じゃあ一体そんなことを言っておるけれども、どんどん税収が減っておる中で財源どうするんだという御意見があるかと思いますが、これにつきましては、本当にこの議会でも那須議員も発言をしておりましたが、今、1億円を超える個人所得のある人から先は、そ

こまでは税収そのものは上がっていくが、そこからはどんどん負担が下がっていく、税収も減っていく。ところが、1億円の所得の人と数百万のサラリーマンと、税と社会保険と合わせた負担は全く同じ比率だという、こんなむちゃくちゃなことがここ何十年かの間に、考えられなかったようなことがやっぱりあること。それから、大企業への大減税が行われて、日銀総裁も財界の皆さんはお金の使い道に困っておると。とにかく280兆円ほどの社内留保資金があることなどもあって、どんどん外国へ出ていくとかいろんなことを言っておりますが、内需が冷え込んで、もう本当に雇用が壊れたことが、国内需要がふえませんか、企業が投資しようにも投資もできないというような深刻な状態になっておりますよね。この解決を図ることこそが、日本の経済と財政の再生の一番かなめであります。

今、決める政治だとかいろんなことを言って、消費税を上げなきゃどうしようもないから上げるとか、あるいは橋下大阪市長などは、消費税を全部地方税にして、交付税をなくするなんて言ってますが、それだけでも10兆円以上地方の財源が減ることになりますし、今、私がこの間お配りした表を見ていただいたように、弥富市も含めて交付税がなかったらやっていけないまちになる。しかも、その交付税の割合だとかそういうものがどんどんふえてきていますよね。これなしにしたら、今、私たちのこの愛知県というのは、全国でも一番市町村が元気だと言われているところで、こういう状況になっているわけですから、そんな地方が成り立たないような仕組み。

さらに、国の仕事は防衛、外交だけにして、国民の生活にかかわる教育や福祉は市町村がやると言っていますが、これは国による十分な財政保障があって初めてできることでありまして、その土台を崩すような、とにかく今公務員を減らす、労働者の給料を減らす、これで経費の節約なんていうことをやっておるわけでありまして、これは、将来のまちを支える子供たちを産むこともできない。そして、必要な市町村が行政を進めていくための税金の負担もできない。ましてや国民健康保険、そういうものにそういう人たちがどんどん低収入で流れ込んできて、それを市町が責任を持たなきゃいかんということになれば、絶対に成り立たないことであります。

やっぱり政治の責任は、原発問題、いろんな問題でも明らかであります。国民の命と暮らしを守る、ここにこそあるわけでありまして、国がこの責任を放棄した、あるいは雇用の問題を首切り自由な、今みたいな3時間、4時間の細切れ労働、やりたい放題にしたら国も町も成り立たないということは、最初私が申し上げたこの子供の数字の中にもはっきり出てきております。ぜひこういうことにくみせず、しっかり市民や国民の声を聞いた市政を進めていただくことを強く求めて、討論を終わらせていただきます。

議長（佐藤高君） ほかに討論の方はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、認定第1号は原案どおり認定しました。

次に、認定第2号から認定第5号までの4件は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第5号までの4件は、原案どおり認定いたしました。

次に、認定第6号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、認定第6号は原案どおり認定しました。

次に、認定第7号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、認定第7号は原案どおり認定いたしました。

~~~~~

日程第20 発議第9号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第21 発議第10号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第22 発議第11号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める  
意見書の提出について

議長（佐藤高清君） この際、日程第20、発議第9号から日程第22、発議第11号まで、以上3件を一括議題とします。

本案3件は議員提案でありますので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。  
佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

発議第9号国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について、並びに発議第10号愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について。

この問題については、今、日本の国も教育の充実が最も重要な施策の一つであると、こういうように確信をいたしておるところであります。しかしながら、高校生の助成につきまし

ては、公立高校は無償化になったものの、私立高校には助成制度で十分な助成がされていないというところから、退学を余儀なくされたり、いろいろの問題も発生しておるわけであり  
ます。

そうした点で格差の是正ということ、そしてまた県に対しては、この学費と教育条件の公私格差を是正するための特別の措置を求めるものでございます。こうした点についての意見書をそれぞれ関係の機関に提出したいと思うわけであります。

また、発議第11号定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出については、改善をされたというものの、定数問題が今さらに求められる時代を迎えておるわけでございます。そのために、こうした定数改善計画の早期実施を求めて意見書を提出していきたいと思うわけであります。

以上、この3件につきましては、それぞれ関係機関に意見書として提出することを提案を申し上げるわけであります。よろしく御審議お願いいたします。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案3件は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案3件は、原案どおり可決いたしました。

地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~

日程第23 閉会中の継続審査について

議長（佐藤高清君） 日程第23、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。



よって、議会運営委員長の申し出どおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成24年第3回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

午後3時47分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 伊藤 勝 巳

同 議員 川瀬 知 之